



河口湖緑の会からの招待で

河口保育所の子どもたちがお花見会

4月13日(金)、「河口湖緑の会」の皆さまより、河口保育所の年長・年中児がお花見に招待されました。



「河口湖緑の会」の皆さま、ありがとうございました。

「石畳の道まつり」が

開催されました。

4月22日(日)に地元のお店主や住民の有志が集まり地区の活性化のために活動している富根都(ふなつ)クラブを中心に、船津地区の街なかに整備された石畳の道に隣接する広場にて、街なか石畳道



の一部完成を記念したイベントが開催されました。

イベント当日は、ポップコーンやフリーマーケットなど多くの模擬店が出店し、また、小学生などを対象としたクイズやゲームなども行われ、たくさんの人でにぎわいました。

地球子どもクラブの皆さんが

2回目の桜を植樹!



去る4月3日地球子どもクラブが主催する「河口湖 in 第2回植樹祭ツアー」と(社)富士自然動物園協会が主催する「緑の募金公募事業植樹祭」が同時開催され、長崎山さくら公園に11本のベニヤマザクラを植樹しました。

当日は、ツアーに参加した小中学生やこどもクラブ理事の内海佳子さんや江森陽弘さん、東てる美さんも参加して賑やかに行われました。

扇巳流・扇巳嵯紫さんより

寄附をいただきました!

扇巳流舞踊会では29回目を迎える、扇巳流新春舞踊と吟舞の祭典「チャリティーショー」を4月15日、富士五湖文化センターで行ない、そこの収益金の一部を町に寄附していただきました。ありがとうございました。

文部科学大臣賞受賞

生涯学習館が子どもの読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣賞を受賞しました。

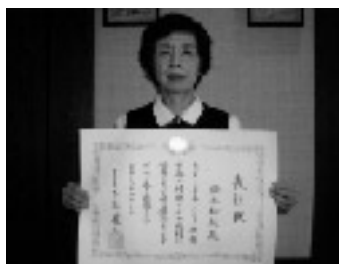


生涯学習館は、昭和29年村立図書館として発足。昭和50年に子どもコーナーを設置して児童サービスを開始しました。子供向けの集会等を数多く実施して子どもの読書活動推進に取り組んできました。平成18年7月子ども未来創造館を併設し、富士河口湖町生涯学習館として住民へのきめ細かいサービスを行っています。

鈴木松枝さん

国土交通大臣表彰を受賞!

観光関係業務での活動が顕著な個人を表彰する(全国で40名で山梨からは2名が受賞)、観光関係功労者国土交通大臣表彰を本町の鈴木松枝さん受賞されました。鈴木さんは、富士レークホテルに長年勤務し、現在はホテルの接客部接客課長として、宿泊客の接客などのホテル業務に大きく貢献されてきたことが認められたものです。おめでとうございます。



山梨宝石博物館が河口湖畔に

4月25日オープン

町が建設を進めていまし
た町立山梨宝石博
物館が完成しまし
た。



山梨県は古くから水晶原石が産出され、室町時代には既に加工品が作られていたと言われており、宝石産業のきっかけとなりました。水晶が産出されることで、研磨加工技術が発達し、水晶製品は山梨を代表する特産品となつています。水晶製品の加工技術の発達に伴い、様々な宝石加工の取引が行われるようになり、現在では国内生産量の1/3が山梨で生産されています。



山梨宝石博物館は、山梨県の地場産業の情報発信と観光拠点施設として、宝飾金属加工日本一の山梨県に創設された国内唯一の総合宝石博物館です。

富士山と水晶のよく似合う当町に、宝石の原石、工芸品、文献など3000点以上にのぼる全国でも類を見ない貴重な資料を有している、有限会社山梨宝石博物館に指定管理者として施設の運営を委託するものであります。



原石・カット石・ジュエリー製品を同時に鑑賞することができ煌々宝石が誕生する過程が理解できます。中でも1270kgの水晶の原石をはじめとする巨大水晶群は、皆さんに今までにない感動をあたえるに違いありません。

入館料 大人600円
小人(小中学生)300円
休館日 毎週水曜日(祝日は開館)
但し、ゴールデンウィーク期間及び7・8月、年末年始は休館日無し
開館時間
午前9時～午後6時(3月～11月)
午前9時～午後5時(12月～2月)

山梨県議会議員選挙の開票結果についてお知らせします。

候補者別得票数 高村はつこ 1 926 288 高村けんいち 2 373 619 しらかべ賢一 5 580 090
天野やいち 1 445 渡辺 ひでき 2 270

		有権者数	投票者数	投票率			有権者数	投票者数	投票率
第1投票区 町交流センター	男	1,555	849	54.60%	第9投票区 西湖公民館	男	191	118	61.78%
	女	1,654	929	56.17%		女	198	138	69.70%
	計	3,209	1,778	55.41%		計	389	256	65.81%
第2投票区 浅川公民館	男	175	114	65.14%	第10投票区 根場公民館	男	52	41	78.85%
	女	186	120	64.52%		女	74	59	79.73%
	計	361	234	64.82%		計	126	100	79.37%
第3投票区 小立福祉センター	男	2,206	1,161	52.63%	第11投票区 大嵐児童館	男	173	118	68.21%
	女	2,379	1,291	54.27%		女	172	120	69.77%
	計	4,585	2,452	53.49%		計	345	238	68.99%
第4投票区 大石住民センター	男	593	374	63.07%	第12投票区 精進本栖保育所	男	122	90	73.77%
	女	636	416	65.41%		女	131	108	82.44%
	計	1,229	790	64.28%		計	253	198	78.26%
第5投票区 河口住民センター	男	899	575	63.96%	第13投票区 本栖公民館	男	70	54	77.14%
	女	932	606	65.02%		女	61	53	86.89%
	計	1,831	1,181	64.50%		計	131	107	81.68%
第6投票区 船津保育所	男	2,143	1,066	49.74%	第14投票区 上九一色 コミュニティセンター	男	308	203	65.91%
	女	2,250	1,140	50.67%		女	290	200	68.97%
	計	4,393	2,206	50.22%		計	598	403	67.39%
第7投票区 勝山ふれあい センター	男	1,007	608	60.38%	期日前投票	男		1,078	
	女	1,000	630	63.00%		女		1,268	
	計	2,007	1,238	61.68%		計		2,346	
第8投票区 足和田 交流センター	男	213	131	61.50%	合 計	男	9,707	6,580	67.79%
	女	217	148	68.20%		女	10,180	7,226	70.98%
	計	430	279	64.88%		計	19,887	13,806	69.42%

富士山の世界文化遺産登録

現在までの経過と町の対応について

富士山の世界文化遺産登録については、昨年11月10日に山梨県・静岡県の両知事が暫定リスト素案を文化庁へ提出しました。国ではこの素案を文化財審議会の特別委員会で審議し、今年の1月23日に国としての暫定リスト記載物件に決定され、1月31日にユネスコ世界遺産センターに提出されました。これにより世界遺産へ向けての具体的な第一歩が始められました。

次の段階は、学術調査や調査測量などにもとずき、遺産名とこれを構成する資産の内容及びその文化的価値の真正性等を明らかにするとともに、世界文化遺産の中核となる登録資産(コアゾーン)とこれを取り巻く緩衝地帯(バッファゾーン)及び遺産の保護措置などの内容を記載した世界遺産推薦書素案を、県と市町村で作成する段階に入ってきています。

この中で県からは、5月末日までに富士山の文化的価値の真正性(本物)を証明する普遍的な資産の洗い出しをという要請がきています。これに対して町では、対象となる資産は、富士山と関連のある信仰や行事、芸術、名勝、地形、町並など各般に涉っており、ますので去る4月13日、従来の町の文化財審議会のはんちゅうを越えた方々も加えた中で、町の学術委員会を設置しました。この学術委員会には、今月号の広報誌にも掲載していますが、一般公募もした中で、幅広い対応をしていくことにしています。また、町では昨年の第3回の山梨県の推進協議会の中で、私ども地元側に一切の話もなく湖をコアゾーンに決めたとという経過などもあり、町民の皆さん

には様々な懸念や疑念を抱いている状況にあります。そこで、4月19日に世界文化遺産町民会議を立ち上げたところです。

現在、学術委員会では、県の要請に対応した資産の洗い出し作業をしています。その結果を町民の皆さまにもお知らせし、意見を伺う第2回目の町民会議を5月28日に計画しております。

町としては、富士山の世界文化遺産については、町民の皆さん方の未来に向けた生活にも深く関わりを持つものですので、広く情報を伝えるところに、町民の皆さんの意見や要望なども含めて対応していきます。

【世界文化遺産基礎知識】

登録されるには何が求められているのですか？

様々な要件が求められます。その手順や基準は、ユネスコ世界遺産センターの、世界遺産条約を履行するための作業指針に細かく定められています。が、その要点は以下の4つにまとめられます。

富士山が世界的に顕著な普遍的価値があること、しかも国内の他の世界遺産では十分に代表されていない分野の遺産であること

富士山が世界文化遺産の登録基準の1つ以上を満たしていること

富士山が文化的価値を構成する要素に真正性と完全性が証明できること

富士山の価値を将来にわたって継承していくための、保護・管理措置が講じられていること。

文化遺産の登録基準はなんですか？

富士山を持つ様々な文化的価値、これらが次の6つの条件のいずれか1つ以上に適合しなければなりません。(富士山は、これに該当している)

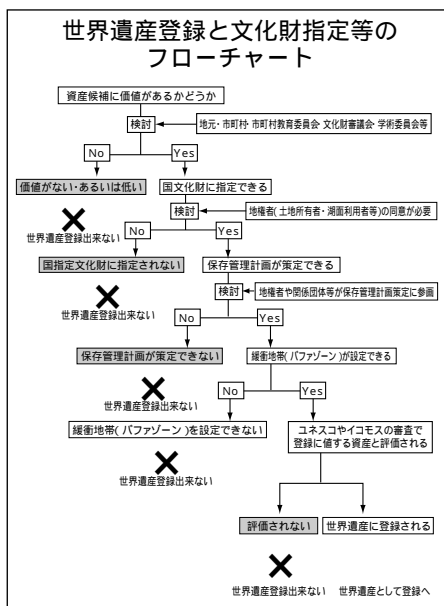
人間の創造的才能を表す傑作であること
ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展において人類の価値の重要な交流を示していること

現存する、あるいはすでに消滅してしまった文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること

人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体
あるいは景観に関する優れた見本であること

ある文化を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地利用の優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている場合

顕著で普遍的な価値を持つ出来事、生きた伝統思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連があること



「世界遺産推進課 富士北麓分室」が設置！

富士山の世界遺産登録に向けて、県では本年度4月から企画部に世界遺産推進課を設置して、推進体制の強化をしました。

更に、地元である富士北麓地域の住民に対して、より身近な場所での相談に応じたり、普及啓発を行うための分室を4月25日、富士ビジターセンター内に設置しました。



町学術委員会の委員の方々を紹介します。

- 委員長 中村和行(船津)
- 委員 篠原滋美(船津)、 中村謹吉(河口)
小佐野安(勝山)、 倉沢 幹(小立)
渡辺 進(本栖)、 渡辺架装司(精進)
渡辺 篤(西湖)、 渡辺靖彦(小立)
中村章彦(船津)、 中村武夫(河口)
渡辺和昭(小立)、 荒井正春(船津小)
渡辺通人(自然共生室)
小石川正文(勝山)



富士山世界文化遺産

富士河口湖町学術委員募集について

富士山は、その美しい姿が、さまざまな芸術作品の主題となるなど、日本人の美意識と深く関連し、多くの人々に感銘を与え続けている名山です。

また、富士山は、その雄大な自然を背景とした信仰の対象となり、「霊峰富士」として、今日に至るまで人々に畏敬されています。このような富士山を、人間と自然が共同で創り出してきた「文化的景観」として、日本のみならず、人類共通の「世界文化遺産」として後世に継承していきたいと考えます。

町では、富士山世界文化遺産登録を進めるにあたり、まず、町に存在する文化財等の価値を様々な側面から調査研究するとともに、世界文化遺産を構成する資産としてふさわしいかどうか資産の調査研究を行うため、富士山世界文化遺産 富士河口湖町学術委員会」を発足します。そこで、住民より、多くの意見等をいただくため、富士河口湖町学術委員会委員」を募集いたします。

【職務】

町に存在する文化財等の価値を様々な側面から調査研究するとともに、世界文化遺産を構成する資産としてふさわしいかどうか調査研究

- ・ 年数回程度委員会開催予定

(主に平日昼間の1～3時間程度を予定)

【委員の任期】

富士山世界文化遺産登録が終わるまで

【応募資格】

- 1、町に居住する20歳以上の方
(2007年4月1日現在)
- 2、富士山世界文化遺産について関心をお持ちの方

方で、開催される会議に出席できること

【報酬】 日額3200円

【募集人数】 2名以内

【応募方法】

企画課窓口及び、各出張所で配布している応募用紙、もしくは、富士河口湖町ホームページより応募用紙をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ企画課まで郵送・電子メール、または、直接お持ち下さい。

【応募期間】

5月10日～5月31日

但し、郵送による場合は当日消印有効。企画課窓口受け付けは、土、日を除く

【問い合わせ・応募先】

富士河口湖町企画課

住所：富士河口湖町船津1700番地

：0555721129

0555720969

E-mail kikaku@own.fujikawaguchiko.lg.jp



富士河口湖町消防団出初式

4月8日に富士河口湖町消防団出初式が挙行されました。出初式において、長年に渡り消防・防災活動に従事され、地域に貢献された方々などの表彰も行われました。

表彰された方々は、次の方々です。

(表彰内容は平成18年度のものです。)



消防庁長官定例表彰

・永年勤続功労章

分団長 外川恭一(船津分団)

知事定例表彰

・勲功章

分団長 外川恭一(船津分団)

日本消防協会会長表彰

・功績章

団長 小佐野一久(本部)

山梨県消防協会会長表彰

・甲種功労章

副団長 藤井米壽(本部)

・乙種功労章

副団長 外川武夫 古屋克美(本部)

分団長 山中昌太郎 小立分団

分団長 渡邊正文(足和田分団)

副分団長 流石数弘 小立分団

副分団長 鈴木俊夫(河口分団)

副分団長 三浦浩一(足和田分団)

退職団長感謝状

小佐野昭二(前富士河口湖町消防団長)

熊谷明男(旧上九一色村消防団長)

富士・東部地域県民センター所長表彰

副団長 外川武夫 古屋克美 渡辺勝人(本部)

富士吉田警察署長・防犯支部長表彰

・防犯功労章

部長 小林英明 外川秀樹 梶原 実(船津分団)

分団長 山中昌太郎、副分団長 流石数弘

部長 渡辺 洋 古屋 毅 渡辺政喜 飯室 太

相沢恒次(小立分団)

副部長 鎌倉政照 班長 渡辺一成 梶原勝尋

堀内 均(大石分団)

分団長 駒井俊策 部長 額谷信治 中村政一

駒井義明 在原浩己 副部長 梶原文守(河口分団)

部長 渡邊 浩 宮下利彦 手塚好人(勝山分団)

分団長 渡邊正文 副分団長 三浦浩一

部長 渡辺要助 三浦重光 古谷和久(足和田分団)

部長 小林一也 副部長 山口秀樹(上九一色分団)

富士五湖消防本部消防長表彰

・火災早期発見者 本庄 正(坂河口)

・初期消火協力者 堀内正通 程原貞一(大石)

町長表彰

・特別功労章

分団長 外川恭一 副分団長 渡辺英之(船津分団)

分団長 半田幸久 副分団長 梶原栄治(大石分団)

分団長 駒井俊策(河口分団)

副分団長 三浦浩一(足和田分団)

・功績章

分団長 山中昌太郎

副分団長 流石数弘(小立分団)

副分団長 鈴木俊夫(河口分団)

分団長 渡邊正文(足和田分団)

・一種功労章

班長 外川和久 渡辺和久 小佐野広明(船津分団)

部長 渡辺 洋 古屋 毅 渡辺政喜 飯室 太

相沢恒次(小立分団)

部長 堀内 克 中里武仁(大石分団)

副部長 古屋博明 班長 小河原徳博 立澤教夫

早川弘之 関口 太 中村雅彦 渡辺昭則(河口分団)

部長 小林義人 副部長 小林建樹 班長 倉澤雄三

流石 泰(勝山分団)

部長 三浦重光 古谷和久 副部長 三浦 仁

朝比奈秀樹(足和田分団)

部長 小林一也 副部長 伊藤晃一(上九一色分団)

・二種功労章

班長 渡辺美貴 小佐野満(船津分団)

団員 堀内勝治 相沢伸司(大石分団)

副部長 古谷喜彦 班長 渡辺健三 三浦宗治

三浦光一郎(足和田分団)

部長 池田誠司 小林良長(上九一色分団)

町長感謝状

退職消防団幹部

外川恭一(船津分団長) 山中昌太郎(小立分団長)

半田幸久(大石分団長) 駒井俊策(河口分団長)

渡邊正文(足和田分団長) 渡辺英之(船津副分団長)

流石数弘(小立副分団長) 三浦浩一(足和田副分団長)

・消防思想の普及に貢献した者

渡辺美代子(根場婦人消防後援隊)

梶原文代(長浜婦人消防後援隊)

渡辺信子(西湖婦人消防後援隊)

三浦さかえ(大嵐婦人消防後援隊) 流石恵美子

小佐野寿枝(勝山婦人消防隊)

用地提供者

渡邊元弘 宮下育男(河口)

団長表彰

副部長 山中涉 団員 川口稔 赤池哲也(小立分団)

副部長 堀内 慶 堀内一央(大石分団)

部長 手塚好人 団員 流石 源(勝山分団)

班長 渡辺卓雄 古谷勇人 団員 宮下 昇

渡辺 豊(足和田分団)

部長 山口秀樹 班長 山口朝康

宮下泰明(上九一色分団)

・勤続章

団員 飯室茂雄 朝比奈利美(船津分団)

団員 渡辺浩二 渡辺明彦(小立分団)

団員 鈴木秀明 白壁 明(河口分団)

団員 小池哲也 小佐野一麿(勝山分団)

班長 渡辺英和 団員 三浦 浩 渡辺和仁

朝比奈仁(足和田分団)

団員 渡邊俊一(上九一色分団)

春の全国交通安全運動」

平成19年5月11日(金)から5月20日(日)までの10日間

〔運動の基本〕

子どもと高齢者の交通事故防止

〔運動の重点〕

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



本町におけるシートベルトの着用率は、山梨県内でも低い状況です。運転席だけでなく、助手席や後部座席もシートベルトを着用しましょう。小さなお子さんを乗せるときは、チャイルドシートやジュニアシートを使用しましょう。



4月に入り、黄色いランドセルを背負った新1年生が元気に学校へ通い始めました。まだ交通行動が不慣れですので、子供たちを見かけましたら、思いやりのある運転をお願いします。

また、船津小学校の周辺は一部スクールゾーンに指定されていて、日曜・休日を除く午前7時から9時までと、午後2時から4時までは車が通行出来ません。スクールゾーン標識を確認のうえ、注意して下さい。

なお、飲酒運転は絶対にしない！を、ご家族・地域ぐるみで推進しましょう。

家庭を守る防災対策 Part4

〔大地震が発生した時の家の中〕

～ある地震による被災者の話～

最初グラグラときて、「ああ地震が来たな」と思っていると、その次にダンダンダンダーンと上下振動がありました。隣の部屋でドデーンと、なにか大きい物が落ちた音がしましてね。それで事の重大さに気付きました、とりあえず布団を頭からかぶって小さくなっていました。

私の家の場合は、2階建ての家がペシャンペシャンにつぶれてしまって、誰が見てもこの中で生き残れたとは思えないような壊れ方の中で私は助かったんですが、しかしその近所で、わりと新しく家そのものは全然壊れていないお宅の奥さんが亡くなったんです。それは、グラグラときた後に、「お父ちゃんすごい揺れやねえ」と言った後でテレビがバーンと落ちてきて、その下敷きになったと…。

一番大事なことは、なぜか自分の所の周りでは地震なんて起きないだろうとなぜかわからないけど人間ってそう思いががる。しかし日本はどこでも地震があるものだとして認識して、うちの家具も倒れるかもしれないし、家もつぶれるかもしれない。日頃からそういう風に考えて、家具やピアノが倒れないように、そういう風に備えるのがまず一番だとそう思いましたね。」



このように被災者の話から、地震への心構えや家具の固定の重要性が理解していただけだと思います。皆様のご家庭を想像してみてください。例えば、大地震が発生したとします。地震がおさまり周りを見回すと、家具や飾り物、本などあらゆる物が散乱しています。額縁が割れてガラスが散乱していたり、置いてあったゴルフクラブやスキー板などが倒れていたりと足の踏み場もないような玄関から外へ出ようとした時、下駄箱が扉を下にして倒れていたとしたら、靴をどうやって取り出すのでしょうか？



普段何気なく目にしている家の中の物も、大地震が起きると恐ろしいものになる物がたくさんあります。家の中の家具や額縁、飾り物、シャンデリアなど吊り型の電気など、一度ご家庭で家の中を点検してみましょう。

税務課からお知らせします。

給与所得者等のみなさんの所得税・住民税について

地方分権を進め、身近な地方公共団体がしっかり仕事をできるようにするため、国(所得税)から地方(住民税)へ3兆円の税源が移譲されます。これにより、ほとんどの方は、今年1月から所得税が減っており、相当する分について、この6月から住民税が増えることとなります。

税源の移し替えなので、所得税と住民税を合わせた負担額は、これまでと変わりません。(下図をご覧ください)

ただし、景気回復による定率減税の廃止や、みなさんの収入の増減など、別の要因により、実際の負担額は変動しますので、ご注意ください。

また、サラリーマン世帯以外では、増税になる時期は世帯の所得のあり方によって異なります。例えば、年金生活者の場合、2月に減額された所得税は、その分も含めて6月に住民税増税にはね返ります。自営業者の場合、住民税増税の影響が先に現れ(6月)、所得税の減額は来年の確定申告の時期(予定納税の場合は今年7月)になります。

さらに、所得の少ない高齢者の場合、住民税の非課税限度額が昨年廃止された影響が今年も続きます。6月には、定率減税全廃による増税に加え、非課税限度額廃止に伴う増税が上乗せされることとなります。

なお、税源移譲による住民税の改正につきましては、平成18年12月号広報誌・平成19年1月号広報誌にも掲載しましたが、詳しくは、富士河口湖町役場税務課住民税係(72-1113 税務課直通)にお問い合わせください。



【個人住民税(所得割)の税率】

税源移譲前(平成18年度まで)		
課税所得	税率	
200万円以下	5%	町民税 3%
		県民税 2%
700万円以下	10%	町民税 8%
		県民税 2%
700万円超	13%	町民税 10%
		県民税 3%

税源移譲後(平成19年度以降)		
課税所得	税率	
一律	10%	町民税 6%
		県民税 4%

【所得税の税率】

税源移譲後(平成18年度まで)	
課税所得	税率
330万円以下	10%
900万円以下	20%
1,800万円以下	30%
1,800万円超	37%

税源移譲後(平成19年以降)		
課税所得	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
330万円以下	10%	97,500円
695万円以下	20%	427,500円
900万円以下	23%	636,000円
1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

(例)夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前(円)			税源移譲後(円)			負担増減
	住民税	所得税	合計	住民税	所得税	合計	
300万円	9,000	0	9,000	9,000	0	9,000	0円
500万円	76,000	119,000	195,000	135,500	59,500	195,000	0円
700万円	196,000	263,000	459,000	293,500	165,500	459,000	0円
1,000万円	442,000	688,000	1,130,000	539,500	590,500	1,130,000	0円

子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

上記の表は、税源移譲による負担変動を示すものです。このほか、平成19年分所得税、平成19年度分住民税から「定率減税」が廃止されるなどの影響があることにご留意ください。

～ 納期内納付にご協力を～ 「町税等の滞納整理強化月間」のお知らせ

富士河口湖町・山梨県が税込確保に向けた共同事業を実施!!

平成19年度には所得税から個人住民税への本格的な税源移譲が実施されることから、税負担の公平性や自主財源の確保の観点からも、収入未済額の縮減等、徴収状況の改善を図ることが求められています。

町税などの収納状況は長引く景気低迷の影響により個人所得の伸び悩みなどから、滞納するケースが後を絶たない状況です。

これまで、滞納者との対話による自主納税を基本に対応してきましたが徴収対策の一環として5月から7月までの期間を「町税等の滞納整理強化月間」として定め、納税相談などを行い納税に誠意のない方には、不動産・預貯金・給料などの差押えによる滞納処分を実施します。

また、この期間中は徴税業務に精通した山梨県総合県税事務所の県職員3名の派遣を受け入れて、町職員と連携し共同で徴収業務にあたり、収納率の向上と滞納額の圧縮に向けて積極的な徴収対策を実施します。

税金は、町民皆様の身近な行政サービスに使われる大切な財源です。滞納がありますと財政運営に影響し行政サービスの実施に支障をきたすこととなりますので、納期内納付についてご理解とご協力をお願いいたします。



問合せ先 税務課収納係 72 111

上九一色地域の一筆調査について(お知らせ)

土地の現況調査(精進・本栖地区)にご協力を!

土地に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の「地目(現況)」利用状況により課税されます。町では「地目認定」のため、概ね5月中旬から翌年2月までの期間、固定資産の評価のため現地調査を行い、土地の利用状況を確認しています。この調査は、町内全域にわたって土地の現況と課税台帳とを照合し、地目の変更の有無を確認するもので、地方税法に定められた評価基準

に基づき、適正かつ公正な評価を行ううえで大切な調査です。必要に応じて調査員が敷地内に立ち入り、調査をさせていただく場合がありますので、固定資産の適正な課税のため、ご協力をお願いします。

現地調査により利用状況の変更が認められた場合、税額が変わることがあります。

なお、調査員は富士河口湖町が発行する「固定資産評価補助員証」を常時携帯しています。ご不審に思われた時は提示を求めて確認してください。

